

[優秀賞]

私の国選第1号事件

馬場俊光 東京弁護士会・64期

接見室での涙——事件の概要

「先生、お願いします。1日でもいいから保釈してください!」と涙を流しながら、深々と頭を下げられた。目の前の彼が冒頭の言葉を口にしたのは、第1回公判を終えたある日、警察接見室でのことだった。

彼は、オレオレ詐欺の受け子役として詐欺未遂で現行犯逮捕され、その後、同未遂での起訴のほか、覚せい剤の所持および使用、詐欺既遂でも追起訴されていた。覚せい剤での前科が複数回あり、何度か服役したこともある。

この時点で、私が被疑者国選弁護人として彼と出会ってからすでに約4カ月を経過していたが、振り返ってみると、私が弁護士として経験した被疑者国選第1号事案であった。

保釈請求

警察留置施設での勾留が長期間に及んでおり、接見禁止にも付されていたことから、彼は以前から保釈を希望していた。しかし、覚せい剤での前科が多数あり、今回も実刑が確定視されていること、しかも詐欺については共犯事件であることから、私自身は、保釈が許可されることはまずないだろうと考えていた。そのため、彼には何度も、保釈が許可される可能性はほとんどないと伝えていた。

ところが、彼は保釈された。

保釈許可に至った経緯

なぜ保釈が許可されたのか、彼と出会ってからの数カ月を振り返ってみたい。

私が被疑者国選待機日に初めて接見したとき、彼は、接見室内の椅子の背もたれに寄りかかったまま、

白眼を剥いていた。警察留置担当から事前に彼の様子を伝えられてはいたものの、正直第1印象は最悪だった。聞くとところによると、覚せい剤の切れ目で、その反動らしいが、そのような人を見たのは初めてだった。初回接見は、自己紹介をして名刺を差し入れるのがやっとであり、彼もこのときのことははっきりとは覚えていないらしい。

前途多難なスタートではあったが、翌日の接見以降、独り住まいの部屋の解約、残置物の処分、共犯者関係者からの弁護活動妨害、共犯者逮捕に向けた捜査協力など、立ち足かかる問題や課題に2人で向き合い、何とか乗り越えられていた。

それでも、この保釈請求の壁は乗り越えられないと感じるほど、新米弁護人にとっては高い高い壁だった。私は弁護士登録半年ほどではあったものの、この頃までに、他の事件で2度保釈請求を経験し、運よく2度とも許可決定をもらっていた。しかし、今回に関してはそれらと明らかに状況が違っていた。これまでは新米弁護人の目から見てもある程度勝算のある請求であり、被告人にも五分五分の可能性だと説明できた。しかし、今回ばかりは、明らかに負け戦、彼にも99%却下されると説明せざるをえなかった。それでも彼の気持ちを折れさせないために、「結果はやってみなければわからない」と言い続け、同時に自分自身をも鼓舞し続けていたというのが本音である。

裁判官面接

証拠調べを終え、求刑6年を告げられ結審した第2回公判期日の翌日に、保釈請求をした。

裁判官から、保釈面接の際に、「今回の保釈請求について弁護人としての見通し」を尋ねられ、「一般的に見れば、99%不相当却下の事案だと思います。しかし、彼の今後の更生のためには保釈許可がどう

しても必要です」と正直に弁護人としての思いを伝えてみた。そうしたところ、裁判官から、「現状のままでは、仮に許可決定をしても抗告には耐えられないと思うが、何か補充されますか」と助け船を出してもらえたので、あらためて検察官意見への反論とともに、補充意見を書面として提出した(以下、補充書面を一部抜粋)。

2 被告人の今後の更生のためには母親との直接の面会が不可欠であること

検察官は、「弁護人を通じて又は手紙のやり取り等によって、被告人が母と連絡を取ることが可能であり、それを超えて母との面会のために保釈を認める緊急の必要性は何ら存在しない。」との意見を述べている。

被告人からの手紙は、弁護人を通じてすでに母親に対して手交されている。それによって被告人が更生への一歩を踏み出そうと強く心に誓ったことは、公判廷で述べたとおりである。しかしながら、被告人は、弁護人を介して、その際の様子を伝え聞いたにすぎない。母親は脳梗塞の影響により、こちらの話はある程度理解されるものの、会話することはできない状態であるから、手紙の「やり取り」というコミュニケーションを取ることができない。

被告人の更生効果を考えた場合、今、母親に会って謝罪をする機会を持つことが何より大事なのであって、この機会を得ることなく刑に服する場合に更生の効果が乏しくなることは明白である。そのため、被告人と母親との面会は、人生のターニングポイントになり得るようなものでなければならず、実際にその目を見て、その声を聞き、その身体に触れ、その生々しさを記憶と心に刻むことが何より大事である。このような効果は、「弁護人を通じて又は手紙のやり取り等によって」は、到底代替できないものである。

被告人の母親は今年70歳を迎える高齢者であって、脳梗塞の既往があることからすると、被告人が出所するまでに亡くなってしまう可能性がある。これまでと異なり、被告人が真摯に更生を誓っている背景には母親の年齢が大きく影響している。被告人としては、唯一の肉親である

母親が生きている間に一目会って、再び罪を犯してしまったことを直接謝罪し、やり直したいという強い気持ちを忘れないために母の目の前でそのことを誓い、母の姿をその目に焼きつけてきたいと話している。被告人が母親に会えないまま、母親が亡くなってしまうと、被告人の人生に悔いが残り、その後の受刑生活あるいは出所後の生活において更生の意欲が減退していくことは明らかである。他方、被告人は39歳であり、残りの長い人生を更生したうえで過ごすのか、悔いを残して更生できずに過ごすのかは、大きな差異である。そして、このような人生の鍵になるのが、母親との面会であり、母親の年齢及び病気を考えた場合、保釈を認める緊急の必要性が存在する。

被告人の経歴、年齢からすると、おそらく更生の最後のチャンスである。

そうだとすると、今回の被告人と母親との面会は、被告人の今後の更生にとって極めて重要な意味をもつ、不可欠のものであって、保釈が認められるべき特別の事情にあたるといえる。

なお、被告人は、逮捕当初から自己の行為を認め、その後共犯者の逮捕に向けた捜査に惜しめない協力をしている。このことは、被告人の捜査を担当した警視庁本部の警察官や東京地方検察庁の捜査担当検事も十分に認識しているはずである。捜査協力だけさせておきながら、単に重い刑罰を科すことのみ注力する活動を行うというのであれば、そのような捜査機関に協力する被疑者、被告人が今後あらわれることはないはずであるし、そのような思い、すなわち国家機関に利用され捨てられたという思いのまま受刑することになった者に更生が望めないのはある意味当然である。一弁護人としては、この社会から、オレオレ詐欺の被害者を無くし、その犯罪に関与する人を無くし、秩序ある平穏な社会を目指すためには、1人の被告人に対する捜査機関の組織としての心ある対応が重要であると考えらる。

補充できることは、弁護人なりに、彼の身になって、彼の気持ちを代弁することしかない。彼の母親は、以

前に脳梗塞を発症し施設暮らし、会話をすることもままならないが、幼少から母一人子一人であり、「高齢の母親が生きているうちに一目会って一言詫びておきたい」、これが彼の気持ちだった。こんな青臭い感情論だけで、事実も証拠も挙げられない補充書面、こんな補充でいいのかと不安になり、裁判官の助け船についても、裁判官が心置きなく却下決定をするための布石ではないかとの疑心暗鬼にもかられていた。

しかし、予想に反して、結果は許可決定だった。

保釈許可決定後

1 保証金納付から釈放まで

保釈許可決定はもらったものの、彼にはとくに財産はない。保釈保証金を納付するためには、母親の後見人にこれまでの経緯を説明し協力を取り付けなければならない。しかも後見人の先生は元検察官である。弁護人として、一つ一つハードルをクリアしていくしかない。

後見人の先生に最初に連絡をした際は、「よく裁判官が許可したね。抗告の結果が出たら考えますよ」とつれない対応だった。しかし、抗告が棄却された旨を伝えると、即座に家裁に上申し、保証金提供の手筈を整えてくださった。

身元引受人を申し出た内妻は、抗告棄却を電話で伝えた際、「せえんせえ、ほおんとにいー!!」と携帯電話が壊れんばかりに喜び叫んでいた。

無事に保証金を納付し、彼は釈放されることになった。納付後直ちに留置先の警察署に連絡を入れ、私自身が彼を迎えに行く旨を伝えておいた。約束の時間より少し早く到着したにもかかわらず、留置係から、「もう帰りましたよ～」と暢気な返事が返ってきた。私自身、一瞬、「えっ!! (もしかして逃げ……)」と焦ってしまった。でも律儀な彼は警察署内で待っていた。しかも、私が迎えに行くまでの時間を使って、捜査を担当した刑事たちにお礼を言って回っていたのである。事情を聴けば、予定より早く釈放されたところ、取調べを担当した刑事たちに呼び止められ、「あの先生は必ず迎えに来るから、大人しくここでタバコでも吸ってろ」と言われ、マル暴、組対の方々が入れ替わり立ち替わりやって来て、雑談をしていたという。

ホッとする反面、こんな律儀で憎めない彼だからこ

そ保釈許可がもらえたのかもしれない、などと思ってしまった。被告人の更生したいという心の叫び、彼にここで更生してもらいたいという弁護人の思いをしっかりと受け止めてくれた裁判官、取調べを通じて彼を真摯に反省させてくれた警察官、先の見通しがつかない不安な中で衝突しながらも彼を支えてくれた内妻、客観的に見れば、社会的資源と言えるものに乏しい彼ではあったが、この彼の人柄こそが好結果を導いたに違いない。

2 母親との面会

次に乗り越えなければならないハードルは、保釈の目的である母との面会を実現させることである。

私は、彼の反省、更生に繋がるのではないかと考え、実は第1回公判後に、彼に内緒でお母さんに会いに行ったことがある。会うことはできたが、彼が再び罪を犯したことを伝えると、よく聞き取れなかったがおそらく「もういい!」という言葉とともに、二度と顔も見たくないという素振りや追いつかれてしまったのである。このときのやり取りについて聞かされた彼は、「母親らしい。おそらく会ってもらえないでしょう」と寂しそうに言っていた。まさに前途多難である。

釈放の翌日、彼とともに母親のいる福祉施設を訪問した。まず、応対に出られた施設長と母親の介護担当職員の方に対し、彼は涙を流しながら何度も頭を下げ、今回の件を説明し、謝罪し、今後の母親の介護について繰り返しお願いをしていた。

介護担当職員の方が、母親に面会についての意向を確認するため退室してから数分後、部屋に戻ってきたのは、職員の方ひとりだけだった。この方の話によれば、母親は、指を3本立てて、泣きながら「もういい。もういい」と繰り返していたとのことだった。3本指の意味は、私たちにはわからなかったが、彼によれば、「今回で、刑務所はもう3回目だということをお願いいんだと思う」とのことだった。彼は、職員の方に対して、「会ってもらえないのもすべて自分の責任ですから」と言い、ガックリと肩を落としていた。

駅までの帰り道、彼が心身ともに疲弊していることが伝わってきて、痛々しかった。彼は、「留置ボケで一睡もできない。周りに迷惑掛けてばかり。出てこないほうがよかったですよ」と言っていた。私も口では「出て来ないほうがよかったですよ」とは言わない。出

て来て、やってみなければわからないんだから」と言ったが、本当に良かったのかは私も自信がなかった。

その日の夕方、彼から電話が掛かってきた。彼は携帯電話を持っていなかったの、それまで何度か公衆電話からの着信があった。何度目かによく電話を受けることができたとき、彼が「もう気が狂いそうです」と言うので、その日の夜に再び待ち合わせをした。

郊外のファストフード店で、待っている彼を見つけたとき、彼は異常なほど悲壮感を漂わせていた。しかしそのことは、電話の様子からも十分予想ができていたので、彼に対し、「このままじゃダメだ。また、お母さんのところに行こう。まだ時間はある」と励ました。そうは言ってみたものの、彼に許された保釈期間は、次の判決言渡し期日まであと4日間しかなかった。翌日から、彼は朝早くから施設に赴き、母親が部屋から出てくるのをロビー脇の一般待合で待っていると約束してくれた。毎日、施設が開く朝から、施設が閉まる夜まで。そして、私も一日一回は彼と施設かその近くで会うようにし、彼を励まし続けた。

判決言渡し期日の前々日になり、ついにその時が来た。2人で待合に座っていると、車いすを1人で操作しながらエレベーターを出てきた母親が目に入った。母親は、私たちに2メートルほどのところまで近づいて目が合った瞬間に、Uターンしてエレベーター内に戻ってしまった。しかし、すぐ目の前に母親がいるのに、彼は歩み寄ろうとはしない、というより母親の態度を目の当たりにして足が動かない様子であった。すでに彼の両眼は涙であふれていた。でもこれが最後かもしれない私は思い、彼の背中を押して、エレベーター内に押し込み、母親と二人っきりにした。それでも母親は背中を向けたまま、左手を振りながら、「もういい。もういい」と泣きながら繰り返していた。彼は母親の隣に立って、母親の顔の横まで大きく頭を下げて、「ごめん、お袋」と言うのが精一杯だった。最後は、母親が彼のズボンを掴んで、エレベーターから追い出そうとしていた。その間、わずかに2～3分だったと思う。彼が望んだ母親との面会は、あっという間に終わってしまった。

彼は、保釈中に何度か、「出てきてよかったのでしょうか」と言っていた。それでも私は、彼に出てきて母親に会ってほしかったし、出てきたことで母親に会え

てよかったと思っている。彼にとってこの面会は伝聞ではなく、実体験として強烈に記憶されるはずである。そして、それが彼の今後の人生になんらかの影響を与えるはずである。

判決言渡し

判決言渡し期日には、公判の再開を申し立て、再度の被告人質問が行われた。

裁判官から、「これまで何度も刑務所に行っているのに、なぜ今回はそれほど変わりたいと思ったの」と問われた際、彼は、「それは、私の弁護人である馬場先生のおかげです」と力強く言った。これほど弁護人冥利につきる言葉はないと思った。彼と過ごした時間は非常に長く、濃密なものだった。本来の弁護活動とは関係のないことばかりで、何か特別な公判活動をしたとはいえない。しかし、私との出会いが彼にとってターニングポイントになったと信じたい。

その後言い渡されたのは、求刑6年に対して、3年10月の実刑判決。予想もしていないほどの寛大な判決だった。

判決言渡し後、収容された彼と、検察庁令状部仮監室で面会した。彼も想像以上の判決に戸惑いながらも、3年10月であれば母親の存命中にまた会うことができそうだと目に涙を溜めて喜んでいた。そして、私に対して、「被告人の中にぐっと入り込むそのスタイルを続けてほしい」とエールを送ってくれた。そして、この仮監室で、最初で最後の握手をした。

おわりに

正直、彼がいなければ、弁護人活動の醍醐味は味わえなかったと思う。当初から実刑が確実視されていたことで、心置きなく刑務所に行ってもらうために本来の弁護活動に限らず一つ一つ彼の悩みを解消しようとしたことが、結果的に彼の心を開かせることにつながったのだろうと思っている。

弁護士になって半年、すべての事件について彼の事件のような活動を続けるのが難しいことはわかってきた。しかし、寄り添う気持ちはなくさず、彼との約束である「一隅を照らす精神」を持ち続けていきたい。
(ばば・としみつ)